

○東京藝術大学部局長選考規則

〔平成26年7月17日〕
制 定

改正 平成27年4月1日 平成28年3月24日

令和元年12月19日

(目的)

第1条 この規則は、本学における部局長の選考、任期等に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「部局長」とは、学部長、大学院映像研究科長、大学院国際芸術創造研究科長、附属図書館長、大学美術館長、社会連携センター長、言語・音声トレーニングセンター長、演奏芸術センター長、保健管理センター長、芸術情報センター長及び藝大アートプラザ所長をいう。

2 この規則において「部局長推薦会議」とは、理事を構成員として部局長の推薦を行う会議をいう。

(選考の事由及び任命)

第3条 学長は、次の各号の一に該当する場合に、部局長を選考し、任命する。

- (1) 部局長の任期が満了するとき
- (2) 部局長が辞任を申し出たとき
- (3) 部局長が欠員となったとき

(選考の時期)

第4条 部局長の選考は、前条第1号に該当する場合は任期満了の30日以前に、同条第2号又は第3号に該当する場合は速やかに行う。

(部局長の資格)

第5条 部局長は、別表第一の第2欄に規定する資格を有するものとする。

(候補者の推薦)

第6条 学長は、部局長の選考に当たり、別表第一の第3欄に規定する推薦機関から候補者の推薦を求めるものとする。

第7条 前条の規定により候補者の推薦を求められた推薦機関は、当該機関の定めるところにより、速やかに別表第一の第4欄に規定する員数以上の候補者を選出し、学長に推薦しなければならないものとする。

(候補者の選考)

第8条 学長は、前条により推薦された候補者のうちから当該部局長を選考するものとする。ただし、推薦された候補者が適任でないと判断した場合には、当該推薦機関に差し戻すことができる。

(推薦機関等への報告)

第9条 学長は、前条の規定に基づき部局長を選考した場合には当該推薦機関及び教育研究評議会に報告するものとする。

(任期)

第10条 部局長の任期は、3年とし、再任を妨げない。ただし、音楽学部長及び大学美術館長は引き続き6年を超えて在任することはできないこととし、言語・

音声トレーニングセンター長の再任は1回限りとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、部局長が欠けたときの後任の部局長の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 定年退職日が前2項に規定する任期の末日前である部局長の任期は、前2項の規定にかかわらず、当該定年退職日までとする。

(解任)

第11条 学長は、部局長がその職務を十分に果たさず、大学運営に重大な支障をもたらした場合には、解任することができる。

(雑則)

第12条 この規則に定めるもののほか、部局長の選考等に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この規則は、平成26年7月17日から施行する。
- 2 この規則の施行の日に部局長に任命された者は、この規則により選考されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の日前に部局長に任命された者で、当該部局長の任期の終期が施行の日以後であるものは、この規則により施行されたものとみなし、その任期は、第10条の規定にかかわらず、施行の日前の部局長としての任期の残任期間とする。
- 4 東京藝術大学学部長選考規則は、廃止する。

附 則

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 この規則施行後最初に任命される大学院国際芸術創造研究科長は、第6条から第8条までの規定にかかわらず、学長が大学院国際芸術創造研究科の専任の教授のうちから選考する。

附 則

- 1 この規則は、令和元年12月19日から施行する。
- 2 この規則施行の日の前日において言語・音声トレーニングセンター長の任にある者であって、引き続き在任する者については、この規則にかかわらず、その任期満了まではなお従前のおりとする。

別表第一（第5条、第6条及び第7条関係）

部 局 長	資 格	推薦機関	推薦人数 (最低人数)
学部長	当該学部（大学院研究科を含む。）の専任の教授	当該学部教授会	2人
大学院映像研究科長	大学院映像研究科の専任の教授	大学院映像研究科教授会	2人
大学院国際芸術創造研究科長	大学院国際芸術創造研究科の専任の教授	大学院国際芸術創造研究科教授会	2人
附属図書館長	本学の専任の教授又は外部の専門家	各学部、大学院映像研究科及び国際芸術創造研究科の教授会	各1人
		部局長推薦会議	1人
大学美術館長	本学の専任の教授又は外部の専門家	美術学部教授会	2人
		部局長推薦会議	1人
社会連携センター長	本学の専任の教授又は外部の専門家	部局長推薦会議	2人
言語・音声トレーニングセンター長	本学の専任の教授又は准教授	音楽学部教授会	2人
演奏芸術センター長	本学の専任の教授又は外部の専門家	音楽学部教授会	2人
		部局長推薦会議	1人
保健管理センター長	当該センターの専任の教授又は准教授	部局長推薦会議	2人
芸術情報センター長	本学の専任の教授	各学部、大学院映像研究科及び国際芸術創造研究科の教授会	各1人
藝大アートプラザ所長	本学の専任の教授若しくは准教授又は外部の専門家	部局長推薦会議	2人